

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月7日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.105]

## 裁判所は松崎氏のJR総連への絶対的影響力を認める！

前号ではJR総連らが原告の「週刊現代裁判」の判決が「松崎氏がいまだに革マル派の最高幹部であると信ずるのもやむを得ない」と判示したことを記載したが、本情報「No.64」の通り、昨年10月26日の松崎氏が原告の「週刊現代裁判」も同じ判断を下している。これが控訴審で覆る可能性は低く、この見解は社会の通説になったと言ってもよいだろう。

さて、本号では、JR総連らが原告の「週刊現代裁判」の判決について、「JR総連・東労組が松崎氏の意向に従う」との事実に関する判決内容を紹介し、検証を進めたい。

第3 争点についての判断 3争点(3)について (5)本件記事部分4

り(ア) 次に、原告両組合(注:JR総連・東労組)が松崎の意向に従うとの事実について検討するに、松崎が原告JR総連の中央執行副委員長及び特別顧問を務めたほか、原告JR東労組の中央執行委員長、会長及び顧問といった要職に就任したこと、特に、JR東労組は、松崎のために会長職及び顧問職を創設したこと、松崎以外に会長職に就いた者はいないこと、原告JR東労組中央執行委員会が嶋田らの辞任について平成15年1月23日に発表した見解「8人の中央指導部の辞任に対する見解」には、「将来にわたって盤石なJR東労組を松崎前顧問とともにつくこと、これがJR東労組の基本的な組織戦略である」といった記載や「我々は松崎前顧問を組織外の人だとは思っていない。JR東労組の育ての親であり、紛れもなくJR東労組にとっての重鎮である。この事実は揺らぐものではない。今でも労働運動の第一線で闘っていること、卓越した洞察力と的確な判断、そして陰に陽に実践的なアドバイスをしてくれる松崎前顧問は、「余人をもって代え難い」存在である」との記載があること、JR東労組を脱退した者らで構成されるJR東労組を良くする会が松崎がJR東労組を支配していると批判していたこと、原告JR東労組が原告JR総連に加盟する組合の中で最大の組合であり、その組合員は、原告JR総連全体の組合員の約7割を占めることからすると、松崎の原告両組合に対する影響力が強いと見ざるを得ない。のみならず、被告西岡及び加藤において、原告両組合の組合員の中に革マル派の構成員が相当数存在することが真実であると信ずるについて相当の理由があることは上記のとおりであるところ、本件資料には、松崎が革マル派の組織内で絶大な権限を有している、革マル派のJR産別組織に対しては絶対的権限を有しているなどの記載がある。そうすると、被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)において、松崎が原告両組合内に相当数存在する革マル派構成員を通じて原告両組合に対する影響力を行使することができると思ふこともやむを得ないというべきである。以上からすれば、被告西岡及びKが原告両組合が松崎の意向に従うとの事実が真実であると信ずるについて相当の理由があるといわなければならない。

(イ) 原告両組合は、原告両組合の運営は中央大会で選出された中央執行委員が規約や大会決議に従って行っているものであるから、原告両組合が松崎の意向に従うと信ずることは相当でないと主張する。しかしこのような手続が執られていることは、松崎の中央執行委員等に対する影響力が強いことを否定するものではないから、原告両組合の上記主張を採用することはできない。

JR総連は2002年に一切の組合役職を退任した松崎氏に今なお服従！

本情報「No.74」で「8人の中央指導部の辞任に対する見解」を紹介したように、松崎氏がJR総連・東労組で個人崇拜されてきたことは詳細に検証してきたが、裁判所も同じ見解を示した。2002年に一切の組合役職を退任した松崎氏に今なお服従する彼らは、およそ普通の組合とは言えないだろう。組織の私物化が起こるのも必然である。